

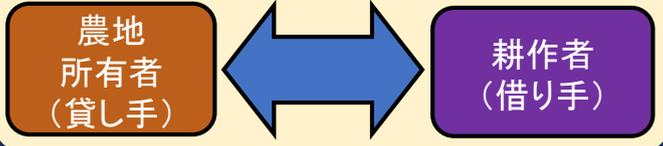
農業者の皆様へ

農地の貸し借りは、令和7年4月から、原則として農地中間管理機構経由(※1)になりました。

<従来>

相対の農地の貸借(※2)

〔令和7年3月までは経過措置期間として活用可能〕



<令和7年4月以降>

目標地図(※3)の実現に向けた農地中間管理機構による農地の貸借(農地中間管理事業)



※1 農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは引き続き可能

※2 市町が作成する農用地利用集積計画

※3 市町の作成する地域計画において、農地一筆ごとに将来誰が耕作するのかを示した地域農業の未来設計図(随時更新が可能)

農地中間管理事業のしくみ



大分県農地中間管理機構

(公益社団法人 大分県農業農村振興公社)

〒870-0044 大分市舞鶴町1-3-30 STビル8階 (代)097-535-0400 <https://onk.oita.jp/>

農地中間管理事業について

農地中間管理事業とは

知事が指定する農地中間管理機構が、地域計画及び目標地図(※)に位置付けた受け手などに対して、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸し付けする事業です。
(注)地域計画区域外においても、一定の要件を満たせば利用可能。

対象となる農用地等

- ・市街化区域以外の農用地等
- ・地域計画の区域内の農用地等
- (注)地域計画の区域外の農用地等でも、農地の集積・集約化の必要性が認められるときは、農地中間管理事業の対象となる場合があります。
- ・再生不能と判断されている遊休農地等、著しく利用困難な農用地等でないこと

農地中間管理機構活用のメリット

農地所有者(貸し手)のメリット

- 賃料は農地中間管理機構から確実に振り込まれます。
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心です。
- 農地中間管理機構に貸し付けた農地について、税制優遇が受けられることがあります。

耕作者(借り手)のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できます。
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地中間管理機構が契約を一本にまとめます。

地域のメリット

- 要件を満たせば、機構集積協力金が交付されます。
※詳細については、下記お問い合わせ先までご相談ください。
- 耕作条件の悪いところは、必要に応じて基盤整備を行うことができます。
※詳細は各市町の基盤整備担当課にご相談ください。

お問い合わせはこちらへ(市町農地中間管理事業担当部署)

管轄 振興局	市町名	直通(代表) 番号	担当部署	管轄 振興局	市町名	直通(代表) 番号	担当部署
東部	別府市	0977-21-1133	農林水産課	南部	佐伯市	0972-22-4659	農政課
	杵築市	0978-62-1809	農林水産課	豊肥	竹田市	0974-63-4805	農政課
	国東市	0978-72-5167	農政課		豊後大野市	0974-22-1001	農業振興課
	日出町	0977-73-3127	農林水産課	西部	日田市	0973-22-8213	農業委員会
中部	大分市	097-574-6186	農政課		九重町	0973-76-3804	農林課
	臼杵市	0974-32-2220	農林振興課		玖珠町	0973-72-7164	農林課
	津久見市	0972-82-9514	農林水産課	北部	中津市	0979-62-9047	農政課
	由布市	097-582-1293	農政課		豊後高田市	0978-25-6241	農業委員会
					宇佐市	0978-27-8155	農政課